

宅内排水設備工事のお申込は、指定工事店へ…

市では、排水設備の設置やトイレの水洗化改造工事を適切な価格と良心的で安心できる施工を行っていただけるように「鎌ヶ谷市排水設備指定工事店」を定めています。指定工事店は法律や条例で決められた基準に合った設備をつくるために必要な技術を習得しているとともに、

工事に必要な諸々の手続きを申請者に代わって行えるよう市が指導と監督をしています。工事を指定工事店以外のところで行いますと、無資格工事となって工事のやり直しや罰則がかせられますので、ご注意ください。

1 供用(処理)開始公示

市の下水道工事が終了すると市から下水道処理区域として公示があります。公示された区域以外は排水設備工事はできません。



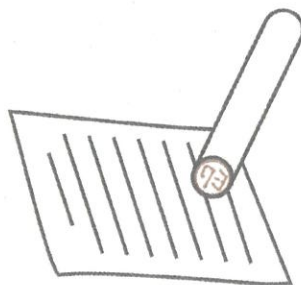
2 工事依頼

指定工事店に工事を依頼します。



3 設計・見積

指定工事店は実態を調査したうえ、設計・見積をします。



4 契約

内容をよく確かめて、契約します。



5 確認申請書提出

指定工事店は工事が施工基準に適合しているかどうかを確認する「確認申請書」を市に提出します。

6 確認書通知

工事が適正であると認めた場合、確認の決定を申請者に通知します。申請者は、指定工事店に通知があったことを連絡してください。



7 施工

工事はおよそ2日程度で終わります。

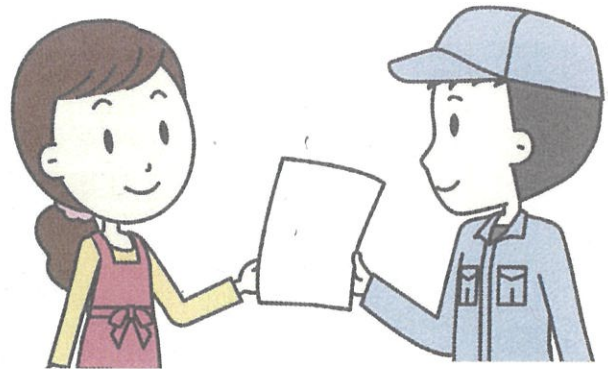


8 完成



9 工事完了届及び使用開始届提出

工事完了届及び使用開始等届を市に提出します。



11 使用開始

さあ、きょうから
自然とくらしを
クリーンアップ



10 完了検査

市の検査員が派遣され、検査を行った後、検査済証を交付します。



(ご注意) 指定工事店以外の方が工事したものについては、工事完了後の市の検査も受けられず、工事費の助成制度も、ご利用できなくなります。また、この工事は、無効となり、やり直していただくようになりますので、ご注意ください。

(お願い) くみ取り便所からの改造工事が終了しましたら、遅滞なくくみ取り廃止の届出を行ってください。

工場、病院、レストラン、ガソリンスタンド等にあつては、除害施設の設置その他について、あらかじめ下水道課にご相談ください。

工事はこんなに簡単です…

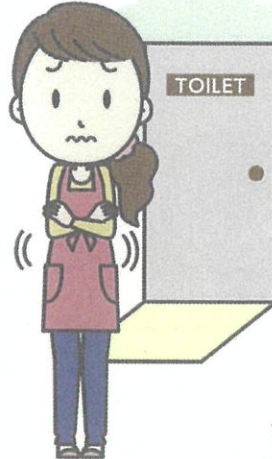
水洗トイレへの改造を含め宅内改造工事に必要とする日数は、約2日程度です。簡単な工事をするだけで、さわやかな生活があなたのものになります。

工事の手順は以下のとおりです。

あらかじめ、市の指定工事店と打合わせをしてください。
指定工事店が設計、見積りをしたのち、工事日を決定します。

工事は、日常生活の支障のない、外部工事から開始して、最後に便槽の取りこわしや水洗便器などの取付けの内部工事を行います。

工事中、トイレが使用できないのは半日程度です。



工事完了後、市の検査員が、指定工事店の立ち会いのうえ、検査をします。

検査終了後、検査済証をお渡しいたしますので、玄関などよくわかるところに貼ってください。

台所や浴室の排水には、トラップ（防臭装置）をつけます。また、くみ取り便槽は、きれいにくみ取って洗ったのち、底に穴をあけ、土砂で埋めます。



トイレ等の改造工事にかかる費用は ———

トイレを水洗化する場合、工事の規模などによって異なりますが、一応の目安として次のようになります。なお、概算費用には床木工事の大工費用、タイル張工事などの左官費用などは、含まれません。

1. くみ取り式からの場合

およそ 35 万円です。

2. し尿浄化層式からの場合

およそ 25 万円です。